

回(年度)	問 題															
第75回 (7年度)	<p>【第一問】 - 40点 -</p> <p>問 1 (20点)</p> <p>次の(1)~(3)について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(1) 交付要求と参加差押えの効果及び効力の異同</p> <p>(2) 差押財産の換価（取立てを除く。）の方法</p> <p>(3) 申請による換価の猶予における申請書の補正及びみなし取下げ</p> <p>問 2 (20点)</p> <p>次の(1)及び(2)の問に答えなさい。</p> <p>(1) 国税徴収法には相続があった場合の差押えに関する規定が設けられている。当該規定の趣旨及び概要について説明するとともに、同規定の制度的保障として相続人に認められる請求権について説明しなさい。</p> <p>(2) 次の〔設例〕において、Xの納税義務を承継する相続人の承継税額及び納付責任額について、理由を付して答えなさい。</p> <p>なお、延滞税について考慮する必要はない。</p> <p>〔設例〕</p> <p>1 Xは令和5年分の申告所得税及び復興特別所得税1,200万円を滞納していたところ、令和7年11月20日に死亡した。</p> <p>2 Xの遺産は、甲不動産（評価額：5,000万円）、乙不動産（評価額2,000万円）、丙銀行の預金（500万円）及び丁銀行の預金（600万円）である。</p> <p>なお、各財産には抵当権等の担保権の設定はない。</p> <p>3 Xの死亡当時、Xの親族には、妻A、実弟B、長男C、次男D、長女E及びXの死亡前に死亡していた三男Fの妻G、FとGの子であるH及びIがいた。</p> <p>4 令和7年12月25日、EはXの相続について家庭裁判所に相続放棄の申述をし、受理された（なお、他の相続人による相続放棄や限定承認はされていない）。</p> <p>5 令和8年1月8日、相続人間で遺産分割協議が成立し、Xの遺産については、次のとおり相続されることになった。</p> <p>なお、Xによる遺言はない。</p> <table border="1" data-bbox="389 1439 821 1663"> <thead> <tr> <th>相続人</th> <th>相続財産</th> <th>評価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>甲不動産</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>乙不動産</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>丙銀行の預金</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>丁銀行の預金</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table>	相続人	相続財産	評価額	A	甲不動産	5,000万円	C	乙不動産	2,000万円	D	丙銀行の預金	500万円	H	丁銀行の預金	600万円
相続人	相続財産	評価額														
A	甲不動産	5,000万円														
C	乙不動産	2,000万円														
D	丙銀行の預金	500万円														
H	丁銀行の預金	600万円														

【第二問】 - 60点 -

次の〔設例〕において、以下の各問に答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 Xは、絵画の小売業を営む個人事業者であり、画廊を経営していた。
- 2 令和元年7月12日、Xは美術品の卸売を営む株式会社Aの代表取締役であるBと知り合い、株式会社Aに300万円の出資をし、対価として同社の株式を100株取得した。この時、株式会社Aの総発行済株式数は700株、総資産額は3,000万円、総負債額は900万円であった。

3 令和4年12月25日、Xは経営する画廊を閉店し、Bからの誘いを受けて令和5年1月10日に株式会社Aの取締役に就任した。

- 4 令和5年2月20日、Xは株式会社Aに660万円の出資をし、対価として株式会社Aの株式300株を新たに取得した。当該増資により株式会社Aの発行済株式総数は1,000株となり、これ以降、Xが400株、Bが600株を有している。

この時、株式会社Aの総資産額は3,600万円、総負債額は1,400万円であった。

- 5 令和5年3月31日、Xは令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出したが、納税資金がなく、納付すべき税額1,500万円（法定納期限：令和5年3月31日）が滞納となった。

第75回
(7年度)

- 6 令和5年12月1日、Y税務署長はXが保有する株式会社Aの株式400株を差し押さえ、令和6年6月9日に公売を実施したものの、入札はされなかった。

- 7 令和6年6月24日、Y税務署長はXが所有している絵画①（評価額：150万円）を差し押さえた（Xに対して保管を命じている。）。

- 8 令和7年3月30日、Xは、株式会社Aの取締役に辞任した。

なお、Xは同社の取締役に辞任した後、新たな事業を始める準備をしているところであり、現在は収入がない。

- 9 令和7年4月5日、Y税務署長は上記6で差し押さえた株式会社Aの株式400株について公売を実施したが、入札はされなかった。

- 10 令和7年4月10日、Y税務署の徴収職員Wは、Xの自宅に臨場して捜索を実施し、次の財産を発見した。

(1) 絵画②（評価額：50万円）

(2) 賞杯（評価額：5万円）

(3) 外国通貨（邦貨換算：60万円）

上記財産については、Xからの聴取り等により次の事実が判明している。

- ・ 絵画②は、Bが画家として創作した作品であるが、公表はされていないものである。
- ・ 賞杯は、Xが絵画コンクールで最優秀賞を受賞して表彰された際に授与されたものである。
- ・ 外国通貨は、Xが米国に出張した際に現地で両替えたものである。

第75回
(7年度)

11 搜索の際、WがXから聴取したところ、次の事実が判明した。

- ・ 株式会社Aの取締役を辞任するに当たり、令和7年4月15日付けで、次のとおり退職金が支払われること（なお、Xには生計を一にする配偶者及び子1名がいる。）。

総支給額	2,740,000円
源泉徴収に係る所得税	60,000円
特別徴収に係る住民税	37,000円
社会保険料	54,000円

- ・ 絵画①は令和7年1月5日に火災により焼失したが、損害保険に加入していたため、Xは保険会社Cから保険金として100万円の支払いを受ける権利を得た（支払日：令和7年4月30日）。

なお、当該保険金の支払請求権については、Xが金融機関Dのために質権を設定しており（質権設定日：令和6年1月15日、被担保債権額：80万円）、Y税務署長は、上記7で絵画①を差し押さえた際に、保険会社Cに対してその旨の通知書を発送し、同通知書は令和6年6月26日に保険会社Cに送達されている。

12 Xは、上記の他に差し押さえることができる財産を有していない。

なお、株式会社Aの現在の総資産額は4,300万円、総負債額は2,600万円である。

問1（15点）

上記7の差押えに基づいてY税務署長が徴収できる金額について、理由を付して答えなさい。

問2（10点）

上記10においてWが発見したXの財産について、国税徴収法第75条に規定される差押禁止財産に当たる財産を示し、当該財産の差押えが禁止される趣旨を説明しなさい。

なお、各財産はXに帰属するものとする。

問3（10点）

令和7年4月15日に株式会社AからXに対して支払われる退職金について、Y税務署長が差し押さえることができる金額を、計算過程を示して答えなさい。

問4（25点）

Y税務署長がXの国税を徴収するためにとり得る措置（その要件を含む。）及び徴収することができる金額について、その根拠を示して答えなさい。

（注）〔設例〕における財産に対する滞納処分については述べる必要はない。